

❁ 消費者行政の推進（平成29年度予算要求中）

安全で安心して暮らせる社会づくり ～消費生活の安定と向上～

H28：79,666千円 → H29：85,565千円

主な増額理由：消費者教育推進の充実

5 消費者行政推進事業費

(H28：7,904千円→ H29：5,393千円)

消費生活関係法令に基づく事業者の指導や自立した消費者の育成、多重債務者対策の推進等を図る。

- 事業者指導
- 消費者啓発
- 多重債務者対策
- 消費生活審議会、市町村支援等消費生活関連
- 課の運営費

6 消費生活センター費

(H28：27,205千円→ H29：26,933千円)

県立消費生活センターの管理運営。

- ソーレ占有部分管理費負担金
- 相談窓口の維持
 - ・消費生活相談員の配置
 - ・相談員研修派遣
- 消費者啓発
- センター運営費

7 消費者行政活性化基金積立金

(H28：22千円→ H29：9千円)

8 消費者行政活性化基金事業費

(H28：3,211千円→ H29：4,075千円)

国の地方消費者行政活性化交付金等を財源として造成した基金を活用し、県や市町村の消費生活相談窓口の機能強化等を図る。

19 消費者行政推進交付金事業費

(H28：41,324千円→ H29：49,155千円)

国の地方消費者行政推進交付金を財源として、県や市町村の消費生活相談窓口の機能強化や啓発の充実等の取組を図る。

- 体制の充実強化
 - ・消費生活相談員の配置（相談体制の強化）
 - ・不当取引指導非常勤職員の配置（法執行体制の強化）
- 問題解決力の充実強化
 - ・連携講座の開催、くらしのサポーターの養成等、啓発資料の作成
 - ・消費者団体への活動促進補助金、情報誌への広告の掲載 ほか
 - ・弁護士による多重債務相談会の実施
- 市町村支援の充実
 - ・消費生活相談員研修の実施、市町村補助金の交付、市町村窓口訪問、消費生活センター相談員の研修派遣、法律専門家による助言
- 消費者教育の推進
 - ・消費者教育への取組を総合的・体系的に推進
 - ・消費者教育専任の非常勤職員の配置（消費者教育の推進）

消費者教育の推進に関する新規・拡充事業（消費者行政推進交付金事業）

県民生活・男女共同参画課

<p>背景</p>	<p>消費者教育の推進に関する法律に基づき、高知県消費者教育推進計画を策定（計画期間：H29～H34）</p>		
<p>現状・課題</p>	<p>学校現場との連携強化が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育を推進するためには、学校や教育委員会との連携が必要 ・市町村消費者行政担当課は他の業務と兼務しているところも多く、学校現場との連携が十分とは言えない 	<p>若者が消費者トラブルに遭いやすい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外に転出したり、一人暮らしを始めたりするにあたって自立した消費生活を営むために、契約の知識等を習得することが必要 ・成人年齢が18歳に引き下げられると、新たに18歳や19歳の若者が消費者トラブルに遭うことが懸念される 	<p>各地域で担い手の育成ができていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高知短期大学との連携講座の受講生の中から希望者を「くらしのサポーター」として養成（H22年度～，H28.11現在62名） ・連携講座の開催地が高知市であることや、期間が7日間と長期であることなどから、遠方からの受講が困難 → 高知市以外のサポーターの養成が困難（高知市在住のサポーター41名）
<p>対策</p>	<p>新 消費者教育専任の非常勤職員の配置 0千円→2,441千円</p> <p>県立消費生活センターに消費者教育専任の非常勤職員を1名配置する</p> <p><想定される人材> 県立学校の家庭科や公民、商業の教員OB など</p> <p><業務内容> ・県教委、市町村教委や教育研究会等との連携 ・模擬授業の実施、指導案、教材の作成、情報提供</p> <p><配置期間> H29年度～H31年度（3年間） 計画の中間見直しに合わせて配置の効果を検証し、必要に応じて延長</p>	<p>新 新成人向け啓発冊子の作成・配布 0千円→2,537千円</p> <p>未成年から成人になる若者に対して、自立した消費生活を営むためのヒントとなる冊子を作成する</p> <p><内容（例）> ・家計管理の方法 ・契約の基礎知識 ・ネットリテラシー ・悪質商法の事例と対処法 ・地球環境や社会情勢に配慮した生活の送り方</p> <p><配布先> 県内の高等学校3年生 若年者向け消費生活講座の受講生 など</p>	<p>拡 サポーター養成講座の地域開催 315千円→810千円</p> <p>サポーター養成講座を地域開催し、サポーターの空白地帯をなくす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポーター登録の要件を、連携講座あるいはサポーター養成講座のいずれかを受講し、サポーターとしての登録を希望する者と変更する ・養成講座でも連携講座と同等の法律知識を学べる講座内容に変更する ・基礎知識や活動事例を掲載した活動ハンドブックを作成・配布して、サポーターの自主的な活動を促進させることにより、各地域での取組を推進する <p><想定される開催地> 四万十市、香美市（東西各1か所、各1回開催）</p>
<p>目標</p>	<p>学校現場での消費者教育の推進</p>	<p>自立した消費者、よりよい社会の発展に 寄与する消費者の育成</p>	<p>各地域における消費者教育の担い手の育成 県内全域における消費者被害の未然防止、拡大防止</p>